

お知らせ（薬）
令和5年12月19日

医薬品マスターの改定について

下記のとおり、医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、今回公表するマスターは、令和5年12月20日から適用のため、「変更年月日」欄を「20231220」と設定し収載しております。

記

- 1 令和5年12月19日付け厚生労働省告示第332号に基づく新規医薬品コードの設定
(変更区分「3」: 3コード)
- 2 令和5年12月19日付け同第332号に基づく規格単位及びそれに伴う薬価の変更による医薬品コードの再設定（別紙）
(変更区分「3」: 2コード、変更区分「9」: 2コード)
- 3 令和5年12月19日付け同第333号に基づく経過措置年月日の設定
(変更区分「5」: 33コード)

別紙

医薬品マスター登録内容の一部変更（令和5年12月19日現在）

医薬品コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
621459501	シムレクト静注用20mg	3		新設		【令和5年12月20日から適用】 令和5年12月19日付け厚生労働省告示第332号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」に基づき新設 ※ 「620008829:シムレクト静注用20mg（溶解液付）」の規格単位及びそれに伴う薬価の変更による新設
621882501	シムレクト小児用静注用10mg	3		新設		【令和5年12月20日から適用】 令和5年12月19日付け厚生労働省告示第332号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」に基づき新設 ※ 「620008445:シムレクト小児用静注用10mg（溶解液付）」の規格単位及びそれに伴う薬価の変更による新設
620008829	シムレクト静注用20mg（溶解液付）	9		廃止		【令和5年12月20日から適用】 令和5年12月19日付け厚生労働省告示第332号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」に基づき廃止（廃止年月日:20231219） ※ 規格単位及びそれに伴う薬価の変更による廃止
620008445	シムレクト小児用静注用10mg（溶解液付）	9		廃止		〃